

新型コロナウイルス感染症への主な対応状況

令和2年4月16日12時現在

※前々回開催時からの追加箇所を下線記載

1 保健部

- 医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内感染対策の徹底を依頼
- 二次医療圏域内に「帰国者・接触者外来」の設置を要請
- 青森市保健所「帰国者・接触者相談センター」において相談を実施
- 消防本部、指定医療機関、東地方保健所、県との連絡・連携の体制整備
- 保健予防課、生活衛生課、健康づくり推進課、浪岡事務所健康福祉課の連携による相談対応
- 市ホームページ、市 Facebook、市メールマガジンによる情報提供
- 町会・町内会回覧、広報あおもり等による情報提供
- 各部・各機関への感染症予防対策の周知
- PPE（个人防护具）着脱実習、新型コロナウイルス関連勉強会による保健所職員等の対応力強化
- 保健所相談体制の強化 「電話回線の追加」
- 保健所相談体制の更なる強化 「24時間相談体制」
- 応援職員向けの新型コロナウイルス関連研修
- 3月4日から当面の間、トレーニングルーム（健康増進センター、西部市民センター）利用休止
- 広報あおもり（3/15・4/1号）を通じ、手洗い、咳エチケット、正しいマスクの着用と、帰国者・接触者相談センターについて更なる周知
- 4月1日「あおもり親子はぐくみプラザ」開所、当プラザ内設置プレイルームについては、当面の間利用延期
- 地域子育て支援センター（6箇所）、つどいの広場「さんぽぽ」について、4月5日以降も当面の間休止
- 感染者が訪れた施設内の消毒を実施
- 本年4月実施予定の1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の集団検診を5月以降に延期
- 帰国者・接触者相談センターへの相談件数 1,732件（2/5～4/15）

2 教育委員会事務局

(1) 臨時休業に伴う学校の動向

① 2月28日（金） 通常登校

- 臨時休業の経緯について、児童生徒に説明及び保護者宛文書を配付

- 休業中の生活、学習の取組方について児童生徒に指導
- 休業中に体調不良等の症状が出た場合の家庭から学校への連絡方法を確認
- 児童生徒の悩みや不安に対する相談窓口を再確認
- ②2月29日(土)、3月1日(日)
 - 部活動等の教育活動は、原則として中止
- ③3月2日(月)～3月26日(木)＜臨時休業＞
 - 児童生徒の健康状態を確認し、健康状況等に変化があった場合は、速やかに市教委へ報告(市教委は保健所と連携し対応)
 - 教員の勤務については、業務に関わる職員や業務時間は必要最小限とし、業務に関わる教職員以外は、出勤を自粛する
 - 3月19日、政府における『新型コロナウイルス感染症対策専門家会議』の見解を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業中の学校の再開について、各校の実態に応じて、可能なところから学校を再開
 - 3月23日、八戸市での新型コロナウイルス感染者発生を踏まえ、学校の再開を中断し、4月5日まで市内公立小・中学校を臨時休校とする
- ④4月6日以降の対応
 - 4月6日以降については、ガイドラインやQ&A等の資料を参考に、学校再開の準備を進めるよう指示
 - 学校再開の時期については、今後予定されている国の専門家会議等の動向を踏まえて決定するため、それまでは児童生徒の出校等その他の教育活動については行わないよう指示
 - 4月3日、市内での感染者発生を受け、小・中学校について4月7日の入学式のみ厳戒態勢で実施し、4月17日まで臨時休校を延長

(2) 卒業式及び入試について

- ①卒業式については、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりするなど万全の対応をとり、事前練習等は行わない
- ②受検に係る事前指導は、複数の教室を使用するなどの感染予防対策に万全を期し、必要に応じて実施する

(3) その他

- 感染防止のため放課後子ども教室は実施しない
- 3月4日から当面の間、トレーニングルーム(荒川市民センター、油川市民センター)利用休止
- 放課後児童会を利用する小学生のためのスクールバスの運行
- 青森市民図書館は、貸出・返却サービスに限定して開館(5/6まで)
- リンクステーション青森(青森市文化会館)・リンクモア平安閣市民ホールの利用休止(予約している利用者には自粛を強く要請)
- 各市民センターについて、児童室・情報コーナー以外の施設の利用を5/6まで休止(図書の返却は受付)

【休止の開始日】

油川、西部、東部、大野、古川、北部、荒川…3/25、横内、沖館…3/26、
中央、戸山…3/27

○中央市民センター分館(31館) …分館活動の休止要請 ⇒継続

3 福祉部

○保育所について、2月27日の国からの事務連絡も踏まえ、感染の予防に留意した上で開所

○放課後児童会について、2月27日の国からの事務連絡も踏まえ、感染の予防に留意した上で開所

○高齢者等の集いの場として開催している「こころの縁側事業」及び「認知症カフェ」について、高齢者が感染した場合、重症化しやすいことから中止

○障害者施設等(284施設)及び幼稚園、保育所等(138施設)に対し、市が一括購入した消毒液(次亜塩素酸水溶液 10ℓ)を現物配付(3/30~3/31)

○青森圏域連携中枢都市圏の構成町村である平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村の障がい者支援施設等へ消毒液(次亜塩素酸水溶液 10ℓ)を配布(3/30 構成町村経由)

○福祉増進センター、総合福祉センター(児童センターを除く)、福祉館(市内11館)、高田教育福祉センターについて、当面の間休館

○保育所等に対し、4月8日より、県外から転入した保育所等利用者に対して転入してから2週間後の登園を要請するよう依頼

4 総務部

○本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎内へアルコール消毒剤の設置

○職員に対する休暇取得等に関する周知

○市職員の勤務体制について、全庁的に在宅勤務を段階的に実施(4/13~)

○内定を取り消しされた学生や離職を余儀なくされた方等への緊急雇用対策として、会計年度任用職員20名程度の募集を実施(4/15~)

○除菌用の「次亜塩素酸水」の無料配布を実施(4/16~5/28までの毎週木曜日)

5 企画部

○各種広報媒体での感染症対策について周知

6 税務部

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した等の事情により、一時的に市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のお支払いが困難となる方への徴収の猶予等について、ホームページにて公表、青森市政記者会へ投げ込み、広報あおもり5月1日号へ掲載

○4月と5月の夜間・休日納付相談は来庁相談を中止し、電話のみで相談を実施

7 市民部

- 市民課窓口における転出届の取り扱い変更（3/16～実施）
- 「新型コロナウイルス感染症に係る生活相談窓口」の設置（4/3～4/17）
相談件数 269件（4/3～4/15）
- 町(内)会への注意喚起
市内の全 407 町会に対し、新型コロナウイルス感染症に係る青森市危機対策本部(第 6 回) の本部長指示に基づき、「新型コロナウイルス感染拡大防止について(お願い)」の文書を郵送し、地域活動における配慮・協力を依頼（市HPにも掲載予定）【市民協働推進課】

8 経済部

- 中小企業支援策の周知
青森県、青森市連携融資制度「経営安定化サポート資金【経営安定枠】」の周知
国が設置した経営相談窓口の周知
- 市内中小事業者の経営相談窓口の設置 3/10 13 時
相談件数 690件（3/10～4/15）
保証認定件数 209件（3/10～4/15）
- 青森市特別保証融資制度「地場産業振興資金【特別小口枠】」の運用（3/23～）
保証承諾状況 件数 14 件 融資額 34,700 千円（3/23～4/10）
- 青森県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金【災害枠】」の運用（3/25～）
- あおもり桜マラソン・青森春まつり・AOMORI 春フェスティバル・青森ねぶた祭・浅虫温泉花火大会の中止

9 都市整備部

- 市公営住宅の入居者に対してポスター掲示等により、手洗いや咳エチケットの徹底、ドアノブやスイッチなど手指がよく触れる箇所の消毒などの注意喚起
- ねぶたん号の運休
 - ・ 通年運行については、4/11 から 5/6 までの間運休。
 - ・ 季節運行（三内丸山方面）については、4/18 から 7/22 までの間運行を中止
- 都市公園（合浦公園・野木和公園）の閉鎖(4/10～5/6(予定))
 - ・ 首都圏で花見などの外出が感染拡大につながったとされていることを踏まえ、合浦公園と野木和公園を閉鎖
- 桜川団地通り等での通行自粛要請(4/10～4/26(予定))
 - ・ 首都圏で花見などの外出が感染拡大につながったとされていることを踏まえ、桜川団地通り(市道桜川 1 号線)等で歩いての花見を行うことのないよう通行自粛要請としてチラシを配布し、注意喚起を行う。

10 市民病院・浪岡病院

- 面会制限の実施
- 面会禁止（病院が依頼、許可した場合除く）（3/5～）

1 1 議会

- 全国市議会議長会からの通知（4/1 付）を受け、他都市への行政視察の自粛及び他都市からの行政視察の受け入れを中止

1 2 水道部

- 安全性を高めるために水道水に加える消毒剤である塩素の濃度を変更
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した等の事情により、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難となる方に対し、お支払いの猶予等に関する相談に応じる旨、ホームページにて公表

1 3 交通部

- 国土交通省からの通知等を踏まえた対応として、交通部全職員へマスク着用及び正しい手洗いを義務付け
- 東部営業所、西部営業所及び乗車券発売所の入口全てに消毒液を設置し、職員入退所時の消毒を義務付け
- 全乗務員の体温チェック実施
- バス車内及びバス待合所に感染症対策ポスターの掲示（日本語／英語／中国語）
- 咳エチケット等の感染予防に係る内容のバス車内放送を流す（3/24～）
- 車内・建物内の清掃時に手すり等を塩素洗剤で殺菌消毒（3/24～）
- 車内換気の実施（換気装置作動、終点後のドア開放、バス停で乗車のみ降車のみであっても前後両方のドアを開放）（3/24～）

1 4 浪岡事務所

- 浪岡庁舎内へアルコール消毒剤の設置

1 5 消防本部

- 消防庁舎内の消毒の実施（1回目 4/3（金）、2回目 4/6（月））
- 感染した消防士と接触した職員3名に対し自宅待機を指示

1 6 各部・各機関共通事項

- 国、県からの通知を関係機関、関係施設に周知及び掲示
- 所管施設における衛生管理の徹底